

役職及び職種解説

役職及び職種解説の読み方

○（含まれる役職及び職種）	一般の事業所で用いている種々の役職及び職種名で、その役職及び職種に含まれるものを例示したものです。
×（含まれない役職及び職種）	その役職及び職種と間違えられやすい役職及び職種名で、その役職及び職種に含まれないものを例示したものです。
仕事の説明事項	その役職及び職種の仕事の内容を概略的に説明したものです。分類に当たって特に注意を要する点あるいは問題になると思われる点を書いたもので、例示、資格要件、取扱う装置・機械・器具等を具体的に明らかにしたものです。
除 外	その役職及び職種から除外されるものです。他の役職及び職種との区分について、特に紛らわしいと思われる点を明らかにしたものです。

1 役 職

部 長 級

- （含まれる役職） 本社（店）、支社（店）、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部（局）長
- ×（含まれない役職） 部（局）長を兼ねない取締役、部（局）長代理、同補佐、部（局）次長

仕事 の 概 要

いわゆる部（局）長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説 明 事 項

- 1) 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上（部（局）長を含む。）のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、部（局）長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれている者は「部長級」としない。
- 3) 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部（局）長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部（局）長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

課 長 級

- （含まれる役職） 本社（店）、支社（店）、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長
- ×（含まれない役職） 課長代理、同補佐、課次長

仕事 の 概 要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説 明 事 項

- 1) 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は「課長級」としない。

係 長 級

- （含まれる役職） 本社（店）、支社（店）、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長
- ×（含まれない役職） 課長代理、組長、伍長

仕事 の 概 要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する仕事に従事する者

及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長級」（「職長級」の説明事項に該当するとみられる者）は、「係長級」としない。

職長級 〔C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業の事業所のみ対象〕

- （含まれる役職） 職長、組長、班長、伍長、組頭

仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

- 1) 名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団（集団の大きさは問わない。）の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。このようないくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する者も「職長級」に含む。
- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、監督のかたわら、集団内の生産労働者と同一の作業に従事する者も、「職長級」に含む。
- 3) 例えば、次のような 内の者が「職長級」に含まれる。

イ課長—係長—	職長—組長—伍長—	生産労働者
ロ課長—係長—	組長—伍長—	生産労働者
ハ課長—係長—	組長—	生産労働者
- 4) 生産労働者とは、物の生産現場や建設作業の現場等における作業に従事する労働者が該当する。例えば、現場作業従事者、製造、検査、保全、修理作業等従事者、運搬作業等従事者が該当する。

非役職

役職（部長級、課長級、係長級、職長級など）者以外の者をいう。

2 職種

管理的職業従事者

管理的職業従事者

- （含まれる職種） 執行役員、部長、課長、部次長、営業所長、支社長、支店長、工場長、駅長・区長、小売・卸売店長（主に経営管理の仕事に従事するもの）
- ×（含まれない職種） 研究所長、病院長・診療所長（医師）、歯科医院長・歯科診療所長（歯科医師）、校長、大学学長、小売・卸売店長（主に商品仕入・販売に従事するもの）、課長補佐（それぞれ該当する職種に分類）

仕事の概要

事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。

専門的・技術的職業従事者

研究者

- （含まれる職種） 研究機関・大学・企業の実験者、医学研究員、動物学研究員、薬学研究員、宗教研究員、研究所長
- ×（含まれない職種） 技術者、大学教授、大学附属研究所教授

仕事の概要

公的研究機関、大学附置研究所又は企業の実験所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。

除外

大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するもの、研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するもの。

電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）

- （含まれる職種） 電気設計技術員、電気機械設計技術者、配電盤設計技術者、情報機器開発技術者、制御盤設計技術者、電子管製造技術者、半導体製品製造技術者、テレビジョン製造技術者、電気音響装置製造技術者、電気工事施工管理技術者、電気通信機器製造技術者
- ×（含まれない職種） ITサービスマネージャ、情報セキュリティ技術者、電気通信主任技術者、電気通信施設技術者、無線技術士、有線テレビジョン技術員、電気工事従事者

仕事の概要

強電機器・電気機器・LSI・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計又は生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、検査・維持管理、製作、保守、修理の技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。また、発送電など電気に関する技術の開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計又は工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除 外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するもの、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するもの、主に生産現場で作業員の監督を行うもの。

機械技術者

○（含まれる職種） 機械技術士、機械設計技術者、建設機械設計技術者、プラント設計技術者、配管技術者（機械）、金属機械技術者、精密機械技術者、建設機械製造技術者

×（含まれない職種） 機械デザイナー、電気機械技術者、自動車製造技術者

仕事の概要

各種機械器具（電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備及び同部品などに関する開発・設計又は生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

船用機関の製造・改造などに関する開発・設計又は維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。又、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計又は製造の技術的な仕事に従事するものも含まれる。

除 外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの、主に生産現場で作業員の監督を行うもの。

輸送用機器技術者

○（含まれる職種） 自動車設計技術者、自動車製造技術者、航空機技術者、船舶設計技術者、造船技術者

×（含まれない職種） 自動車デザイナー、航空整備士

仕事の概要

自動車・航空機・船舶及び同部品など輸送用機器の開発に関し、開発・設計などの科学的・技術的な仕事に従事するもの又は生産に関し生産性の検討・

生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除 外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの、自動車の原動機・航空機の原動機・航空計器の開発・設計・製造・修理に関する技術的な仕事及び船用機関計測器類の開発・設計・製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するもの、主に生産現場で作業員の監督を行うもの。

金属技術者

○（含まれる職種） 金属技術士、製鉄技術者、製鋼技術者、や(冶)金技術者、鋳物技術者、電気製錬技術者、金属精錬技術者、電気化学技術者（金属製造処理）、鋳造技術者、合金技術者

×（含まれない職種） 非金属精製技術者

仕事の概要

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する技術の開発又はこれらの製造に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除 外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するもの、主に生産現場で作業員の監督を行うもの。

化学技術者

○（含まれる職種） 化学技術士、非金属精製技術者、工業化学技術者、化学薬品製造技術者、油脂化学技術者、医薬品製造技術者、薬品分析試験技術者、プラスチック製品製造技術者、化学繊維製造技術者

×（含まれない職種） 電気化学技術者（金属製造処理）、や(冶)金技術者、染色技術者、食品化学技術者

仕事の概要

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発及びこれらの製造に関する化学工程の生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督、指導・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除 外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの、主に生産現場で作業員の監督を行うもの。

建築技術者

○(含まれる職種) 建築士、建築設計監督技術者、建築設備設計技術者、建築技師、建築技術者、建築構造設計技術者、建築施工管理技術者、建築現場監督

×(含まれない職種) 土地家屋調査士、型枠大工、大工、とび職

仕事の概要

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するもの。

土木技術者

○(含まれる職種) 土木技術者、建設技術士、道路技術者、橋りょう技術者、河川土木技術者、港湾技術者、上下水道技術士、空港建設技術者、庭園設計技術者、治山・治水技術者、土木現場監督、土木施工管理技術者

×(含まれない職種) 測量士、土地家屋調査士、土木作業員、アスファルト舗装作業員

仕事の概要

道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するもの。

測量技術者

○(含まれる職種) 測量士、測量士補、森林測量技術者、道路測量士、鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士

×(含まれない職種) 土木技術者、森林区画測量作業員、測量作業員

仕事の概要

土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの。

システムコンサルタント・設計者

○(含まれる職種) システムコンサルタント、システムアナリスト、情報処理プロジェクトマネージャ

×(含まれない職種) ソフトウェア作成者(プログラマー等)

仕事の概要

顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムを策定し、提言を行う仕事、顧客又は自己の問題の解決のため、ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事、又はシステム開発プロジェクトの責任者としてプロジェクト計画を作成し、プロジェクト全体を管理する仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発企画の仕事、企業等でのシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するものも含まれる。また、個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものも含まれる。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、製品開発に関する基礎的な研究の仕事に従事するもの

ソフトウェア作成者

○(含まれる職種) テクニカルスペシャリスト、プログラマー、CGプログラマー、社内システムエンジニア、クリエータ(情報通信産業に関するもの)

×(含まれない職種) 情報処理プロジェクトマネージャ

仕事の概要

ソフトウェア作成(基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む。)のための仕様決定、設計及びプログラミングの仕事に従事するものをいう。

除外

主としてシステム全体の構成を企画する仕事に従事するもの。

その他の情報処理・通信技術者

○(含まれる職種) ITサービスマネージャ、システム保守技術者、サーバー管理者、情報セキュリティ技術者、電気通信主任技術者、電気通信施設技術者、有線電気通信技術者、無線電気通信技術者

×(含まれない職種) 社内システムエンジニア、ネットワークプログラマー、ウェブデザイナー、無線通信員、無線技術士、有線テレビジョン技術員、電気通信設備工事従事者

仕事の概要

構築されたシステムに関する安全性の確保を含めた維持・管理・保守の仕事に従事するもの、有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備及びLAN設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するもの、通信規

格など通信技術に関する技術的な仕事に従事するものなど、[システムコンサルタント・設計者]及び[ソフトウェア作成者]に含まれない情報処理・通信技術に関する仕事に従事するものをいう。

除 外

通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・校正の仕事に従事するもの、通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するもの。

他に分類されない技術者

○(含まれる職種) 農業技術者、農産物検査員、畜産技術者、林業技士、樹木医、水産技術者、養殖技術者、木材加工技術者、清涼飲料開発技術者、食品化学技術者、食品製造技術者、醸造技術者、染色技術者、核燃料取扱技術者、放射線利用機器取扱技術者、地質調査技術者、作業環境測定士、し尿処理施設技術者、労働安全コンサルタント、印刷技術者、サーチャー

×(含まれない職種) 農林土木技術者、農薬検査員

仕事の概要

各種飲食品の開発及びそれらの生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するもの、に分類されない機器等の製造に関し、開発・設計、生産工程の企画、工程管理・品質管理、監督、指導など技術的な仕事に従事するもの、核燃料取扱技術者、地質調査技術者など、に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

除 外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの、主に生産現場で作業員の監督を行うもの。

医師

○(含まれる職種) 医師、大学附属病院長(医師)、病院長(医師)、診療所長(医師)

×(含まれない職種) 診療放射線技師、医科大学教授、歯科医師

仕事の概要

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。

除 外

予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの、医師の免許を有しても、医薬品の製造を管理するもの、大学の教授・准教授・講師又は助教であって、学生等に対する教育を行うとともに大学附属病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの、医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するもの。

歯科医師

○(含まれる職種) 歯科医師、歯科医院長(歯科医師)、歯科診療所長(歯科医師)

×(含まれない職種) 歯科衛生士、歯科技工士、歯科大学教授

仕事の概要

歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう(腔)に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。

除 外

予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの、大学の教授・准教授・講師又は助教であって、学生等に対する教育を行うとともに大学附属病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの。

獣医師

○(含まれる職種) 獣医師、動物病院長(獣医師)、と畜検査員

×(含まれない職種) 獣医科大学教授、動物病院助手、動物看護師、装てい(蹄)師

仕事の概要

獣医師の免許を有し、家畜・家さん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長・動物病院長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。

除 外

家畜衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するもの。

薬剤師

○(含まれる職種) 薬剤師、薬局店主(薬剤師)、薬局管理者、管理薬剤師

×(含まれない職種) 薬学研究者、医薬品製造技術者、衛生検査技師、薬学部教授

仕事の概要

薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

除 外

薬剤師の免許の有無に関わらず、各種薬品・食品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するもの。

保健師

○ (含まれる職種) 保健師 (事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む)、保健指導員 (保健師)

× (含まれない職種) 衛生管理者 (医師、保健師、看護師でないもの)、特別支援学校教諭

仕事の概要

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。

助産師

○ (含まれる職種) 助産師、助産所長 (助産師)、妊婦指導員 (産婦人科医院)

× (含まれない職種) 看護助手、看護補助者

仕事の概要

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。

看護師

○ (含まれる職種) 看護師 (事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む)、看護師長、派出看護師、訪問看護師

× (含まれない職種) ホームヘルパー、准看護師、看護助手、看護補助者

仕事の概要

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。

准看護師

○ (含まれる職種) 准看護師

× (含まれない職種) ホームヘルパー、看護師、看護助手、看護補助者

仕事の概要

准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。

診療放射線技師

○ (含まれる職種) 診療放射線技師、診療エックス線技師

× (含まれない職種) 放射線利用機器取扱技術者

仕事の概要

診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射 (撮影を含む) の仕事に従事するものをいう。

臨床検査技師

○ (含まれる職種) 臨床検査技師長、臨床検査技師、衛生検査技師

× (含まれない職種) 動物学研究者、薬品分析試験技術者

仕事の概要

臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士

○ (含まれる職種) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士

× (含まれない職種) 診療放射線技師、あん摩マッサージ指圧師、心理・職能判定員、福祉施設職業指導員

仕事の概要

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士の免許を有し、病院、診療所、社会福祉施設などにおいて、理学療法、作業療法、言語訓練又は視能訓練の仕事に従事するものをいう。

歯科衛生士

○ (含まれる職種) 歯科衛生士

× (含まれない職種) 歯科医師、歯科助手

仕事の概要

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口ろう (腔) の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。

歯科技工士

○ (含まれる職種) 歯科技工士

× (含まれない職種) 歯科医師、歯科助手

仕事の概要

歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。

栄養士

○ (含まれる職種) 栄養士、管理栄養士、栄養指導員、学校栄養職員、ダイエット・コーディネーター (栄養士)

× (含まれない職種) 調理師、食品衛生管理者、栄養教諭

仕事の概要

栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・嗜好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。

その他の保健医療従事者

○ (含まれる職種) 臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、整体師、食品衛生管理者、衛生管理者 (医師・保健師・看護師でないもの)、建築物環境衛生管理技術者、義肢装具士、心理カウンセラー (医療施設)

- × (含まれない職種) 心理カウンセラー(福祉施設)、看護助手、看護補助者

仕事の概要

臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の免許を有し、それぞれの保健衛生に関連する仕事に従事しているもの、又はに含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。

保育士

- (含まれる職種) 保育士、地域限定保育士
- × (含まれない職種) 保育補助者、幼稚園教諭、保育教諭、障害者支援施設生活支援員

仕事の概要

児童福祉法又は国家戦略特別区域法に基づき、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、保育所、こども園、障害児施設及び児童養護施設等において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

- (含まれる職種) 介護支援専門員(ケアマネジャー)
- × (含まれない職種) 福祉施設介護職員、医療施設介護職員、ホームヘルパー

仕事の概要

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランの作成や市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う仕事に従事するものをいう。

その他の社会福祉専門職業従事者

- (含まれる職種) 老人福祉施設長・生活指導員、障害者支援施設長・職業指導員・相談支援専門員、サービス管理責任者、児童自立支援専門員・児童生活支援員、児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員、母子生活支援施設寮母・寮父、母子指導員、社会福祉協議会専門職員、心理カウンセラー(福祉施設)、ソーシャルワーカー、心理・職能判定員
- × (含まれない職種) 障害者支援施設生活支援員

仕事の概要

児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものや社会福祉協議会等の福祉団体などにおいて、専門的な相談、指導、助言の仕事に従事するものなど、[保育士]及び[介護支援専門員(ケアマネジャー)]に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。

法務従事者

- (含まれる職種) 弁護士、弁理士、司法書士、海事補佐人、土地家屋調査士

- × (含まれない職種) 行政書士、(企業の)法務係事務員

仕事の概要

弁護士、弁理士、司法書士、その他司法に関連する専門的な仕事に従事するものをいう。

公認会計士、税理士

- (含まれる職種) 公認会計士、会計士補、税理士
- × (含まれない職種) 弁理士、経理事務員、行政書士、社会保険労務士、経営コンサルタント、中小企業診断士

仕事の概要

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などに関する仕事に従事するもの、又は他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。

その他の経営・金融・保険専門職業従事者

- (含まれる職種) 社会保険労務士、金融商品開発者、証券アナリスト、金融ストラテジスト、保険商品開発者、アクチュアリー、経営コンサルタント、中小企業診断士、経営指導員(商工会議所又は商工会に属するもの)、品質システム審査員
- × (含まれない職種) 弁理士、経理事務員、行政書士、保険仲立人、株式売買人、金融ブローカー、株式トレーダー、不動産鑑定士

仕事の概要

高度な企業経営・金融・保険に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事及び資産運用や金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント・投資戦略の設計などの仕事に従事するもので、[公認会計士、税理士]に含まれない経営・金融・保険専門職業従事者をいう。

除外

有価証券の売買・仲立、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するもの。

幼稚園教員、保育教諭

- (含まれる職種) 幼稚園の園長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師、保育教諭
- × (含まれない職種) 保育士、特別支援学校幼稚部教諭

仕事の概要

幼稚園、幼保連携型認定こども園などにおいて、幼児の学校教育・保育・養護に従事するものをいう。

除外

保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するもの。

小・中学校教員

○(含まれる職種) 小学校及び中学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師・保健主事・司書教諭・栄養教諭

×(含まれない職種) 特別支援学校教諭、児童自立支援専門員・児童生活支援員

仕事の概要

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するもの、又は中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

除外

特別支援学校において、児童・生徒の初等・中等普通教育に従事するもの、児童自立支援施設において、児童の自立支援・教科指導に従事するもの。

高等学校教員

○(含まれる職種) 高等学校及び中等教育学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・司書教諭・栄養教諭・講師、農業高校農場主任、大学附属高等学校教諭

×(含まれない職種) 特別支援学校高等部教諭、実習助手(学校における農耕)、実習助手(学校の金属工作機械)

仕事の概要

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するもの、並びに中等教育学校において、生徒の中等普通教育・養護及び高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

除外

特別支援学校において、生徒の高等普通教育に従事するもの、高等学校又は中等教育学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)。

大学教授(高専含む)

○(含まれる職種) 大学学長、大学副学長、学部長、大学教授、大学附属研究所教授、高等専門学校の教授

×(含まれない職種) 大学准教授、大学講師、大学助教

仕事の概要

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、高等専門学校において、教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

教育に従事する学長・部局長、大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも含まれる。

除外

大学において、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)。

大学准教授(高専含む)

○(含まれる職種) 大学准教授、高等専門学校の准教授

×(含まれない職種) 大学教授、大学講師、大学助教

仕事の概要

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、高等専門学校において、准教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも含まれる。

除外

大学において、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)。

大学講師・助教(高専含む)

○(含まれる職種) 大学講師、大学助教、高等専門学校の講師、高等専門学校の助教

×(含まれない職種) 大学教授、大学准教授

仕事の概要

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、高等専門学校において、講師・助教の地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも含まれる。

除外

大学において、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)。

その他の教員

○(含まれる職種) 特別支援学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師、舎監(特別支援学校)、職業訓練指導員(民間企業、団体)、職

業能力開発大学校教員、各種学校教員、専修学校教員、予備校教員、自動車教習所指導員

- × (含まれない職種) 大学教授、大学准教授、大学講師、実習助手(学校の金属工作機械)、塾講師(各種学校でないもの)、家庭教師

仕事の概要

特別支援学校において、生徒・児童・幼児の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するもの、学校教育法第124条に定める専修学校又は同第134条に定める各種学校において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するもの及び学校以外の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。

除外

特別支援学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するもの、小学校・中学校・高等学校の特別支援学級において、児童・生徒の教育に従事するもの、

大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的仕事に従事するもの、大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの、大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの、大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための指導に従事するもの、個人教授所(塾)・個人家庭において、学習指導に従事するもの。

宗教家

- (含まれる職種) 神職、僧侶、住職、神父、修道者、牧師、宣教師、布教師、伝道師、神主

- × (含まれない職種) 宗教研究員、みこ(巫女)、祈とう師

仕事の概要

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。

著述家、記者、編集者

- (含まれる職種) 脚本家、評論家、著述家、翻訳家、コピーライター、新聞記者、放送記者、雑誌記者、広告記者、デスク(主筆)、論説委員、編集員、ニュース解説者、ルポライター(探訪記者、現地取材記者)、スポーツライター

仕事の概要

文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕

事に従事するもの、及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。

美術家、写真家、映像撮影者

- (含まれる職種) 彫刻家、画家、イラストレーター、陶芸家、工芸家、装てい(丁)家、写真家、写真記者、映画撮影助手、写真技師、映像撮影者、テレビカメラ撮影技師

- × (含まれない職種) 印判師、陶磁器絵付工、アニメーター、診療放射線技師、写真修整工、写真現像工、映写技師

仕事の概要

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、及び新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものをいう。

除外

美術家等の指導によって、彫刻、塑造、工芸品の製作の補助的な仕事に従事するもの
撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみを行う仕事に従事するもの又は映写機を操作する仕事に従事するもの。

デザイナー

- (含まれる職種) デザイナー、工業デザイナー、産業デザイナー、商業美術家、インテリアコーディネーター(販売を行わないもの)、フラワーデザイナー、ディスプレイデザイナー、図案技師、印刷図案家、建築装飾図案家、服飾デザイナー、宣伝用図案家、機械デザイナー、ウェブデザイナー、CGアーティスト、自動車デザイナー

- × (含まれない職種) 舞台装置家、図案工

仕事の概要

工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。

音楽家、舞台芸術家

- (含まれる職種) 作曲家、編曲家、ピアニスト、バイオリニスト、ドラマー、雅楽楽手、能楽はやし(囃子)方、音楽指揮者、浄瑠璃師、舞踊家、バレエダンサー、放送劇団員(声優を含む)、スタントマン、演出家、舞台装置家、プログラム・ディレクター、プロデューサー、アシスタント・ディレクター

- × (含まれない職種) 音楽評論家、ピアノ個人教師、日本舞踊個人教師、社交ダンス教師

仕事の概要

音楽家(作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するもの)、舞踊家(舞・踊・振によって、感情と意志を

表現する演技者)、俳優(映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者)、演出家(脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するもの)及び演芸家(講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者)をいう。

個人教師

- (含まれる職種) 生花個人教授、囲碁指南、将棋指南、ピアノ個人教師、社交ダンス教師、英語個人教師、書道個人教師、塾講師(各種学校でないもの)、家庭教師、柔道師範、ゴルフレッスンプロ、ジム・インストラクター、きものコンサルタント(着付教室)、スキー・インストラクター、パソコン・インストラクター(教育施設以外)
- ×(含まれない職種) 各種学校教員、専修学校教員

仕事の概要

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。

除外

学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するもの。

他に分類されない専門的職業従事者

- (含まれる職種) 司書、司書補、図書館専門職員、学芸員、学芸員補、博物館専門職員、心理カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、職業相談員、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、スクールカウンセラー、無線通信員、無線通信士、電波技術員、無線技術士、ラジオ・テレビジョン放送技術員、レーダー操作技術員、有線通信員、有線テレビジョン技術員、ラジオミクサー、通訳、計量士、検数員、農業検査員、鑑定人(書画・骨とう・宝石)、行政書士、馬調教師、犬訓練士、調律師、アナウンサー(ラジオ・テレビジョン)、不動産管理士、不動産鑑定士、産業管理士、探偵、気象予報士、事故損害査定員、商業施設士、ヘッドハンター、速記者、通関士
- ×(含まれない職種) 図書館カウンター受付職員、図書館事務職員、司書教諭、博物館受付職員、博物館事務職員、心理カウンセラー(医療施設)、心理カウンセラー(福祉施設)、人生相談員、電話交換手、経営コンサルタント、中小企業診断士、放送記者、ニュース解説者

仕事の概要

図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、通信機器操作従事者、検数員、行政書士、不動産鑑定士、ヘッドハンターなど、に含まれない法務、経営・金融・保険、教員、技芸等に従事する専門的な仕事に従事するものをいう。

事務従事者

庶務・人事事務員

- (含まれる職種) 総務担当補佐、総務係長、総務係事務員、庶務係事務員、人事係事務員、給与係事務員
- ×(含まれない職種) 受付・案内事務員、秘書、伝票整理事務員

仕事の概要

庶務・文書・株式・株主総会対応などの仕事に従事するもの、採用・教育・給与・福利厚生・労務など人事の仕事に従事するものをいう。

企画事務員

- (含まれる職種) 企画課長補佐、企画係長、企画係事務員、プランナー、マーケティング・リサーチャー、商品開発部員
- ×(含まれない職種) 調査員(電話によるもの)

仕事の概要

企画・立案、業務計画の策定及び市場調査などの仕事に従事するものをいう。

受付・案内事務員

- (含まれる職種) 受付・案内事務員、フロント(企業)、図書館カウンター受付職員、博物館受付職員
- ×(含まれない職種) 娯楽施設フロント係、デパート売場案内人

仕事の概要

受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

除外

飲食物の給仕や接客の仕事に従事するもの。

秘書

- (含まれる職種) 秘書、会社社長秘書、会社役員秘書
- ×(含まれない職種) 受付・案内事務員

仕事の概要

会社社長・重役など高度に専門的・管理的職業従事者に対して内外との連絡、文書作成、スケジュール調整など日常的業務補助をする仕事に従事するものをいう。

電話応接事務員

- (含まれる職種) 電話交換手、コールセンターオペレーター、テレフォンアポインター、調査員(電話によるもの)、通信販売受付事務員(電話によるもの)
- ×(含まれない職種) 受付・案内事務員、フロント(企業)、通信販売受付事務員(電話以外によるもの)、配車係

仕事の概要

電話の呼び出し・交換・取次ぎの仕事や電話による苦情、照会への対応、アポイントの取り付けなどの仕事に従事するものをいう。

総合事務員

○(含まれる職種) 総合事務員、図書館事務職員、博物館事務職員

×(含まれない職種) 総務係事務員、人事係事務員

仕事の概要

事務の仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。

除外

複数の事務の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されているもの。

その他の一般事務従事者

○(含まれる職種) 広報係事務員、法務係事務員、調査票審査・集計事務員、資料保管事務員、編集事務員、保険契約事務員、クラーク(医療)、医療事務員、介護保険事務員、通信販売受付事務員(電話以外によるもの)

×(含まれない職種) 行政書士、保険外交員

仕事の概要

広報、法務などに含まれない一般事務の仕事に従事するものをいう。

会計事務従事者

○(含まれる職種) 現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員、決算係事務員、物品調達係事務員、伝票整理事務員、用度係事務員、見積員、税理士事務所の事務員

×(含まれない職種) レジスター係、公認会計士、税理士、給与係事務員

仕事の概要

現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記入、物品の購入・管理、原価計算などの会計の仕事に従事するものをいう。

除外

財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する専門的業務に従事するもの。

生産関連事務従事者

○(含まれる職種) 生産管理事務員、生産現場記録員、生産現場事務員、材料検収事務員、出荷・受荷事務員、倉庫事務員

仕事の概要

生産現場において生産・工程管理、記録などの事務の仕事に従事するもの、資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。

営業・販売事務従事者

○(含まれる職種) 営業事務員、販売事務員、販売伝票記録整理員、株式販売事務員、銀行貸付係

事務員、旅行社カウンター係、営業管理事務員、人材派遣あっせん事務員

×(含まれない職種) 通信販売受付事務員(電話によるもの)、通信販売受付事務員(電話以外によるもの)

仕事の概要

売上伝票の管理、顧客リストの作成など、経営方針などに従い営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。

除外

商品を直接売買するもの及び営業活動を行うもの。

外勤事務従事者

○(含まれる職種) 集金人、統計調査員、市場調査員、メーター検針員

×(含まれない職種) 預・貯金外交員、保険外交員、調査員(電話によるもの)、調査票審査・集計事務員

仕事の概要

テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞などの料金又は購買代金などの掛金の集金、調査票への記載依頼・回収、電気・ガス・水道などのメーターの検針などの外勤事務の仕事に従事するものをいう。

運輸・郵便事務従事者

○(含まれる職種) 助役(駅)、有料道路料金收受員、旅客係(鉄道、航空、船舶)事務員、貨物係(鉄道、航空、船舶)事務員、駅務員、運行管理者、配車係、運転司令(新交通システムを含む)、航空ディスプレイャー、車両計画事務員、乗務員運用事務員、輸送指令、郵便内務員、郵便窓口係員(貯金・保険を含まない)、郵便仕分発送作業員

×(含まれない職種) 劇場出札係、案内係(映画館)、保険契約事務員、預・貯金窓口事務員、郵便配達員

仕事の概要

駅・自動車発着所・棧橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続などの事務の仕事に従事するもの、車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車船などに関する事務的な仕事に従事するもの、及び郵便局等において郵便物の引受・処理、切手・はがき・印紙などの販売の仕事に従事するものをいう。

事務用機器操作員

○(含まれる職種) パソコンオペレーター、データ・エントリー装置操作員、キーパンチャー、データ入力オペレーター、電子計算機操作員、複写機操作員、OCR機器操作員、タイピスト

×(含まれない職種) 速記者(パーソナルコンピュータ速記)、DTPオペレーター、CADオペレーター、システムアナリスト、プログラマー

仕事の概要

パーソナルコンピュータ、電子計算機、複写機などの事務用機器の操作などの仕事に従事するものをいう。

販売従事者

販売店員

- (含まれる職種) 主に商品の仕入・販売に従事している小売・卸売店長、百貨店店員、総合スーパー店員、コンビニエンスストア店員、小売店店員、医薬品販売員(登録販売者)、給油所給油員、売場監督、レジスター係、駅ホーム売店販売員、商品実演販売者、リサイクルショップ店員
- × (含まれない職種) 商品仕入員、食料品ルートセールス員、自動車セールス員、レンタルショップ店員(ビデオ等)

仕事の概要

店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。小売・卸売店を経営管理しているが、主に商品の仕入・販売に従事している店長・店主も含まれる。

除外

主に、経営管理の仕事に従事している小売・卸売店の店長・店主、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するもの、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するもの、配達のみに従事するもの、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するもの。

その他の商品販売従事者

- (含まれる職種) 列車内販売員、街頭販売人、医薬品配置販売人、巡回販売人、調理人(屋台)、訪問販売員、再生資源回収・卸売従事者、古紙卸売人、リサイクル品回収人(卸売まで行うもの)、商品仕入員、仕入外交員、商品バイヤー
- × (含まれない職種) 商品仲立人、駅ホーム売店販売員、宝くじ販売人、露店靴磨き、リサイクルショップ店員、再生資源回収人(回収のみ行うもの)

仕事の概要

商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事に従事するもの、屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの、繊維ウエイト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・卸売の仕事に従事するもの、及び他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事するものなど、[販売店員]に含まれない商品販売の仕事に従事するものをいう。

販売類似職業従事者

- (含まれる職種) 不動産仲介人、不動産売買人、保険代理業務員、保険仲立人、株式売買人、証券売買人、証券仲買人、有価証券売買仲立人、金融仲立人、金融ブローカー、為替ディーラー、株式トレーダー、金貸人、商品仲立人、販売あつ(幹)旋人、乗車券販売人、プレイガイド窓口販売員、委託販売代理人、広告代理人、宝くじ販売人、ク

リーニング取次所従事者、自動車販売代理店主、DPE取次人、競売人

- × (含まれない職種) 不動産セールス員、保険外交員、火災保険外務員監督、株式販売事務員、広告外交員

仕事の概要

他人の間に立った売買の取次・あつ(幹)旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買などの販売類似の仕事に従事するものをいう。

除外

他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の勧誘、交渉、受注の仕事に従事するもの、金融商品や保険商品の開発などに関わる仕事に従事するもの、有価証券の勧誘の仕事に従事するもの。

自動車営業職業従事者

- (含まれる職種) 自動車セールス員
- × (含まれない職種) 原動機付自転車セールス員、特殊自動車セールス員、二輪自動車セールス員、自動車販売店員

仕事の概要

他人を訪問し、自動車(原動機付自転車、二輪自動車及び特殊自動車を除く。)の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)

- (含まれる職種) 電気機械器具営業部員、産業用機械生産受注外交員、原動機付自転車・特殊自動車・二輪自動車セールス員、通信回線営業部員、通信機械器具営業部員、システム営業部員、セールスエンジニア(自動車以外の機械器具又は通信・システムに関するもの)
- × (含まれない職種) 自動車セールス員、ソフトウェア販売営業部員

仕事の概要

他人を訪問し、生産用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具(二輪自動車、特殊自動車以外の自動車を除く。)などの機械の販売、又は通信に関する回線や機械器具などの利用や販売、若しくは他人が抱える業務上の問題点の解決や要求の実現を行うための情報処理や情報通信の技術に係るシステムを提案し、これに必要な商品やサービスを販売することに関して、取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

除外

ソフトウェア(システム)にかかる営業に従事するもの。

金融営業職業従事者

- (含まれる職種) 貯蓄外交員、銀行外務員、有価証券勧誘員
- × (含まれない職種) 有価証券売買仲立人、金融仲立人

仕事の概要

他人を訪問し、金融商品の販売、融資に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものをいう。

保険営業職業従事者

○(含まれる職種) 保険外交員、保険セールス員、損害保険契約外交員、生命保険外務指導員、火災保険外務員監督

×(含まれない職種) 保険代理業務員、保険仲立人

仕事の概要

他人を訪問し、保険商品の販売に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものをいう。

その他の営業職業従事者

○(含まれる職種) 食料品販売外交員、食料品ルートセールス員、化学品営業部員、不動産セールス員、医薬品販売外交員、メディカル・レプリーゼンタティブ(MR)、ソフトウェア販売営業部員、広告外交員、広告取り、印刷外交員、建設工事受注外交員、旅行勧誘員、洗濯注文取り、新聞購読拡張員

×(含まれない職種) 不動産仲介人、不動産売買人、人材派遣あっせん事務員、放送受信料集金人、普及員(宣伝放送業)

仕事の概要

他人を訪問し、食料品、化学品、医薬品、不動産などの販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものなど、に含まれない営業の仕事に従事するものをいう。

除外

商品を携行し、訪問等により販売する仕事に従事するもの。

サービス職業従事者

介護職員(医療・福祉施設等)

○(含まれる職種) 介護職員・介護福祉士・ケアワーカー(医療・福祉施設等)、障害者支援施設生活支援員、老人福祉施設寮母・寮父

×(含まれない職種) 老人福祉施設長・生活指導員、母子生活支援施設寮母・寮父、ホームヘルパー、介護福祉士・ケアワーカー(訪問)

仕事の概要

医療施設、福祉施設等において入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。

訪問介護従事者

○(含まれる職種) 訪問介護員、ホームヘルパー、介護福祉士・ケアワーカー(訪問)

×(含まれない職種) 介護職員・介護福祉士・ケアワーカー(医療・福祉施設等)

仕事の概要

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。

看護助手

○(含まれる職種) 看護助手、看護補助者

×(含まれない職種) 看護師、准看護師

仕事の概要

病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。

その他の保健医療サービス職業従事者

○(含まれる職種) 歯科助手、あん摩師助手、はり師助手、柔道整復師助手、動物病院助手、動物看護師、鍼灸師助手

×(含まれない職種) 看護助手、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

仕事の概要

病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院において、医療行為は行わず、専ら医療器具の清掃・準備、患者の介助などの仕事に従事するものなど、[看護助手]に含まれない保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。

理容・美容師

○(含まれる職種) 管理理容師、理容師、管理美容師、美容師

×(含まれない職種) トリマー(犬・猫の美容師)、マニキュア師、ペディキュア師、かつら師、美顔術師、化粧品師、髪結師

仕事の概要

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み・顔そり・ヘアアイロンかけなど理容サービスの仕事に従事するもの、及び美容師の免許を有し、パーマメントウェーブ・結髪・化粧などの美容サービスの仕事に従事するものをいう。

美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)

○(含まれる職種) かつら師、美顔術師、化粧品師、ネイリスト、マニキュア師、ペディキュア師、髪結師、着付師、エステティシャン、温泉浴場従事者、番台、ボイラー・オペレーター(浴場)

×(含まれない職種) 人形着付師、ボイラー・オペレーター(浴場を除く)

仕事の概要

マニキュア、ペディキュア、着付など[理容・美容師]に分類されない美容サービスの仕事に従事するもの、及び浴場・温泉・サウナぶろ・ヘルスセンターの浴場などにおいて、番台・フロント業務・脱衣場の整頓・洗い場の清掃・体の流し・燃料の運搬・

かま（釜）の焚き付け・仕込み湯の調節・洗い湯の調節などの仕事に従事するものをいう。

除 外

サウナぶろ等において専らボイラーの取扱・保守・管理の仕事に従事するもの。

クリーニング職、洗張職

○（含まれる職種） 洗濯工、クリーニング職、染み抜き工（クリーニング）、仕上工（クリーニング・洗張）、洗張職

×（含まれない職種） 洗濯注文取り、洗濯物配達人、洗濯物仕分作業員

仕事の概要

被服類を原形のまま洗濯する仕事、被服類の洗張・湯のしの仕事に従事するものをいう。

除 外

洗濯物の受注・配達・受付・仕分けの仕事に従事するもの（それぞれ該当する職種に分類）。

飲食物調理従事者

○（含まれる職種） 調理師、料理人、給食調理人、板前、飲食店主（自ら飲食物の調理を行う）、皿洗い人（調理見習）、寮賄い人、バーテンダー、バーテンダー見習、炊事係

×（含まれない職種） 栄養士、パン製造工、皿洗い人（調理見習いでないもの）、調理人（屋台）

仕事の概要

飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するもの、及びバー・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒又は酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。

飲食物給仕従事者

○（含まれる職種） ファミリーレストラン店員、ファーストフード店店員、食堂・酒場の給仕人、喫茶店のウエイトレス・ウエイター、飲食店主（自ら飲食物の調理を行わない）、サービス係（列車・船舶の食堂）、ソムリエ、ホール係（飲食店）

×（含まれない職種） 航空機客室乗務員、船舶旅客係、接客係（旅館・ホテルなど）、クローク係

仕事の概要

食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕のサービスの仕事に従事するものをいう。

飲食店を経営管理し、主に食品材料の仕入・接客などの仕事に従事している店長・店主も含まれる。

除 外

主に経営管理の仕事に従事している飲食店長・店主。

航空機客室乗務員

○（含まれる職種） 航空機客室乗務員、キャビンアテンダント、フライトアテンダント

×（含まれない職種） 船舶旅客係

仕事の概要

航空機において、乗客の案内、飲食物の給仕、緊急時の秩序維持・避難誘導などの仕事に従事するものをいう。

身の回り世話従事者

○（含まれる職種） 番頭（旅館）、ドア係、客室係（旅館・ホテルなど）、接客係（旅館・ホテルなど）、仲居（旅館など）、船客長、船舶旅客係、旅館主・ホテル支配人（接客サービスに従事するもの）

×（含まれない職種） 航空機客室乗務員、フロント（ホテル）、クローク係

仕事の概要

旅館・ホテル・待合・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。

旅館・ホテルを経営し、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、主に接客サービスなどの仕事に従事する旅館主・支配人も含まれる。

除 外

主に経営管理の仕事に従事している旅館主・支配人。

娯楽場等接客員

○（含まれる職種） 劇場出札係、動物園出札係、野球場切符販売員、神社・仏閣入場券販売員、景品引渡係・店員（パチンコ場）、DJ（ダンス場）、競馬場整理係、案内係（映画館）、馬券販売員、キャディー、案内解説員（博物館・水族館等）、遊園地電車運転員、娯楽場アナウンサー、ゲームセンター従業員、娯楽施設フロント係、娯楽施設娯楽用品貸借係、フロント（ホテル）、接客社交係（バー等）

×（含まれない職種） フロント（企業）、遊戯機械修理工、プレイガイド窓口販売員、クローク係

仕事の概要

映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・博物館・美術館などにおいて、整理券・入場券の出札、客の案内、場内の整理、その他の接客サービスの仕事に従事するもの、バーなどにおいて客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するもの、及び芸ぎ（妓）・フロアダンサーなどをいう。

除 外

展示品・遊戯品・資材の保管・修理に専ら従事するもの。

居住施設・ビル等管理人

○（含まれる職種） マンション管理人、アパート管理人、寮管理人、舎監（特別支援学校以外のも

の)、ビル管理人、駐車場管理人、駐輪場管理人、
駐車係(ホテル)、駐車場誘導員

- ×(含まれない職種) 老人福祉施設寮母・寮父、炊事係、警備員、ボイラー・オペレーター(浴場を除く)、ビル設備管理人、ビル・建物清掃員

仕事の概要

マンション、アパート、寄宿舍、ビル、駐車場などの管理の仕事に従事するものをいう。

その他のサービス職業従事者

- (含まれる職種) ハウスキーパー、ベビーシッター、観光通訳案内人、登山案内人、旅行・観光ガイド、ツアーコンダクター、添乗員、荷物一時預り人、自転車預り人、クロック係、自転車賃貸人、物品賃貸人、貸衣装人、レンタルショップ店員(ビデオ等)、ボート貸し人、レンタカーカウンター係員、リネンサプライ業主、ファッションモデル、美容部員(販売を行わないもの)、普及員(宣伝放送業)、ピラ配り人、サンドイッチマン、ポスティング人、葬祭ディレクター、葬儀作業員、火葬作業員、占い師、祈とう師、便利屋、ポーター、公衆電話管理人、介添役(結婚式場)、内職周旋人、競馬予想屋、興行師、トリマー、結婚式場司会者、みこ(巫女)、靴磨き、寝具乾燥消毒人、旅館客引き、エレベーター係、デパート売場案内人、墓地管理人、ペットシッター、コインロッカー管理人、コインランドリー管理人、結婚相談員(仲人業)、人生相談員、リラクゼーションセラピスト、保育補助者
- ×(含まれない職種) ホームヘルパー、ハウスクリーニング職、家庭教師、通訳、観光バス車掌、娯楽場の娯楽用品賃貸係、商品実演販売者、ヘッドハンター

仕事の概要

家庭生活支援、旅行案内、広告宣伝、物品一時預かり、物品賃貸、葬儀など、に含まれないサービス職業に従事するものをいう。

保安職業従事者

警備員

- (含まれる職種) ボディガード、守衛、門衛、警備員、夜警員、倉庫警備員

仕事の概要

人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。

その他の保安職業従事者

- (含まれる職種) 空港消防員、交通管理パトロール員、道路監理員、建設現場誘導員、交通誘導員、雑踏警備員、プール・海水浴場監視員

- ×(含まれない職種) 探偵、線路保安員、保安員(鉱山)、用務員(学校)

仕事の概要

保安職業に従事するもののうち、[警備員]に該当しないものをいう。

農林漁業従事者

農林漁業従事者

- (含まれる職種) 農耕作業者、もやし製造者(工場生産)、耕作トラクター運転者、実習助手(学校における農耕)、脱穀・調整人、家畜飼育者、犬育成業者、養ほう(蜂)作業員、動物園飼育係員、植木職、造園師、ゴルフ場芝手入作業員、装てい(蹄)師、植林作業員、間伐作業員、造材作業員、皮はぎ作業員(造材)、森林区画測量作業員、網子、漁師、漁労作業従事者、貝採取作業員、魚介養殖作業員
- ×(含まれない職種) 獣医師、馬調教師、トリマー、庭園設計技術者、造園土木工、公園芝刈作業員、グラウンドキーパー、木材乾留工、遊漁船船頭、遊漁案内人(つり場案内)、潜水土、漁業関係無線通信士

仕事の概要

農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん(禽)・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物(両生類を含む)の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

生産工程従事者

製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者

- (含まれる職種) 製鉄工、製鋼工、転炉工、電気炉工、炉外精錬工、造塊工、鋳造工、溶解炉工(非鉄金属)、電解工(非鉄金属)、精錬工(非鉄金属)、蒸留工、貴金属製錬工、半導体素子製錬工、製鉄設備操作・監視作業員、非鉄金属製錬設備操作・監視作業員
- ×(含まれない職種) 金属焼結工、炉修工

仕事の概要

鉄・合金鉄、鋼・特殊鋼、非鉄金属の製造に係る原材料処理、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

鋳物製造・鍛造従事者

○ (含まれる職種) 鋳物工、金型工、混砂工、造形工、鋳造工、モールドイングマシン工、砂落工、調砂工、中子工、鋳型工、鍛造工、鍛造プレス工、鍛造ハンマ工、型鍛造工、火床工、熱間成形ばね工、鋳物製造設備操作・監視作業、鍛造設備操作・監視作業

× (含まれない職種) 溶解工 (非鉄金属)、鋳物木型工、鋳物製品検査工

仕事の概要

模型を用いて鋳物を製造する仕事、加熱、半加熱又は常温で治工具・金型を使用して金属を鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。

ほど (火床) 係も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

金属工作機械作業従事者

○ (含まれる職種) 旋盤工、ボール盤工、フライス盤工、レーザー加工機工、数値制御 (NC) 旋盤オペレーター、グラインダー工、実習助手 (学校の金属工作機械)、金属工作設備操作・監視作業

× (含まれない職種) 機械彫刻工、金属研磨工 (針・ピン類を除く)、のこ (鋸) 盤工、木工旋盤工、プラスチック旋盤工

仕事の概要

旋盤・フライス盤などの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。

金属材にプラスチック材などを結合させて切削する仕事も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

金属工作機械を用いて溶解を行うもの。

金属プレス従事者

○ (含まれる職種) 金属プレス工、金属プレス設備操作・監視作業

× (含まれない職種) 打貫工、金型取付工

仕事の概要

プレス機を用いて、金属板を冷間で打抜き、曲げ、絞り、型打ち等の加工により成形する仕事及び刻印する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するもの、板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するもの。

鉄工、製缶従事者

○ (含まれる職種) 製缶工、ボイラー組立工、橋りょう工、鉄骨工、鉄工、車台鉄骨曲げ工、かし

め工、造船組立工 (鋼船)、鉄工設備操作・監視作業

× (含まれない職種) ブリキ缶製造工、ドラム缶製造工、け (罫) がき工、車両鉄工、現図工

仕事の概要

鉄塔・橋りょう (梁) ・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク (鉄槽) などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け (罫) がき・孔あけ・ぎょう (撓) 鉄・組立て・てんげき (填隙) ・はつりの仕事に従事するものをいう。

鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶解をするものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

現図展開・型板取・鋼板け (罫) がきの仕事に専ら従事するもの。

板金従事者

○ (含まれる職種) 板金工、ブリキかざり (銚) 職、トタン屋根ふき工、板金加工職、ドラム缶製造工、ブリキ缶製造工、板金設備操作・監視作業

× (含まれない職種) ガス溶接工、いかけ (銚掛) 職、はんだ付工、現図工

仕事の概要

金切はさみ・つち (鎚) ・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、ハンダ・硬ろう (蠟) ・ガス・電気 で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。

板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに従事するもの。

金属彫刻・表面処理従事者

○ (含まれる職種) 金型彫刻工、機械彫刻工、彫金工、活字母型彫刻工、金属目盛彫刻工、電気めっき工、化学めっき工、溶融めっき工、めっき液試験分析工 (金属)、金属研磨工 (針・ピン類を除く)、鑄落工、金属はつり工、バフ磨工 (金属)、金属表面処理設備操作・監視作業

× (含まれない職種) 彫刻家、吹砂工 (サンドブラスト工)、製版工、めっき工 (プラスチック)、貴金属彫刻師

仕事の概要

各種の手工具・機械又は科学的腐しよく (蝕) 技術によって金属に模様などを彫刻・切削加工する仕事、電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい (錆) (着色を含む) ・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業の仕事に従事するものをいう。

めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう（滌）・仕上研磨の仕事に従事するもの、グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り、研磨又は切削加工をして仕上げる仕事も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

貴金属の彫刻に従事するもの、機械的除脂・防せい（錆）・研磨・つや（艶）出し・カバー掛けなどに専ら従事するもの。

金属溶接・溶断従事者

- （含まれる職種） アーク溶接工、ガス溶接工、レーザー溶接工、ガス切断工、レーザー切断工、金属溶接設備操作・監視作業
- ×（含まれない職種） 電縫管製造工、はんだ付工、ろう付工

仕事の概要

アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。

金属工作機械による溶断をするものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするもの。

その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）

- （含まれる職種） 焼ならし・焼なまし工、焼入焼戻し工、窒化・軟窒化工、熱処理工、熱間圧延工、冷間圧延工、冷延工、表面処理鋼板工、展延工（非鉄金属箔）、溶接鋼管工、電縫管製造工、圧延仕上工、伸線工、合金線引抜工、展延工、巻取工、ばい焼工、鋳物仕上工、鋳物はつり工、金属焼結工、団鋳工、洋傘骨製造工、針・ピン類製造工、ばね製造工（熱間成形を除く）、ぜんまい製造工、金属ねじ類製造工、金属切断工、金属はく（箔）はり工、とぎ師（はさみ・鎌・包丁）、はんだ付工、ろう付工、ロールによらない圧延工、のこ（鋸）盤工、金型取付工、いかげ（鋳掛）職、砂吹工（サンドブラスト工）、索具工、金属製家具製造工、け（罫）がき工、自動車車台材料切断工、打貫工、金属仕上工、コンクリート鉄筋工（コンクリート製品製造）、金属熱処理設備制御・監視作業
- ×（含まれない職種） 金属管製造工、熱間成形ばね工、バフ磨工（金属）、金属研磨工（針・ピン類を除く）、ガス溶接工、プラスチック製品バフ磨き工、ダイヤモンドダイス工、被覆電線製造工、溶接検査工、プレス検査工、金属切削製品検査工

仕事の概要

[製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者][鋳物製造・鍛造従事者][金属工作機械作業従事者][金属プレス従事者][鉄工、製缶従事者][板金従事者][金属彫刻・表面処理従事者][金属溶接・溶断従事者]に含まれない金属製品製造・金属加工の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、ねじ類の熱処理・溶接・めっき・着色・包装、及び熱間成形によるばね又はねじ類の製造の仕事に従事するもの。

化学製品製造従事者

- （含まれる職種） 硝酸製造工、苛性ソーダ製造工、硫酸亜鉛製造工、さらし粉製造工、圧縮ガス製造工、アルコール製造工、火薬製造工、合成樹脂製造工、木材乾留工、化学薬品製造工、合成ゴム製造工、化学肥料製造工、蒸留水製造工、セロファン製造工、合成繊維原料製造工、高圧ガス作業主任者、石油精製工、紡糸工、化学繊維製造工、塗料工、製塩工、歯科用セメント製造工、がん具花火巻工、殺虫剤製造工（家庭用）、アスファルト処理工、ペースト工、感光紙製造工、感圧紙製造工、印刷インキ製造工、硬化油製造オペレーター、脂肪酸製造オペレーター
- ×（含まれない職種） 塗料調整工（紡織）、薬品検査工、プラスチック製品製造工

仕事の概要

化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。

製塩の仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

動植物油脂を製造する仕事に従事するもの。

窯業・土石製品製造従事者

- （含まれる職種） ガラス原料工、窯業原料粉碎工、土練り工（陶磁器製造）、ガラス熔融炉工、ガラスるつぼ工、ガラス成形工、耐火れんが成形工、かわら製造工、タイル成形工、陶器製造工、陶磁器絵付工、コンクリートブロック製造工、コンクリート管製造工、セメント版製造工、石工、石切工、石積工、ほうろう鉄器工（鉄板加工を除く）、ほうろう焼成工、ガラス熱加工工、ガラスカッティング工、ガラス研磨工、石こう製造工、研磨紙製造工、石細工師、砕石工（山元を除く）、セメント生産オペレーター
- ×（含まれない職種） ガラス繊維織物工、水晶加工工、光学レンズ研磨工、土管検査工、ガラス製品検査工、画工（窯業を除く）、ヒューム管接続工、

コンクリート練り工、石切工（採石場）、セメント袋詰工、検瓶工（再生資源回収）

仕事の概要

ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

食料品・飲料・たばこ製造従事者

- （含まれる職種） パン製造工、ケーキ製造工、パティシエ（洋生菓子製造）、食料品製造工、飲料製造工、酒製品製造工、調味食品製造工、サラダ油製造工、たばこ製造工、小麦製粉工、水産物加工工、食料品等製造生産設備操作・監視作業
- ×（含まれない職種） 脱穀・調整人、網子（海面）、硬化油製造オペレーター、脂肪酸製造オペレーター、無塩しょう（醬）油製造工、製氷工（氷室作業）、と畜作業員、原料運搬員、袋詰工（荷造）、袋詰工（包装）、めん類結束工、たばこ巻取検査工、検瓶工（飲料製造）、飲食店の調理師・調理人

仕事の概要

精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ（麩）・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業などに従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するもの、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するもの。

紡織・衣服・繊維製品製造従事者

- （含まれる職種） 紡績工、精紡工、合糸工、ねん（撚）糸工、織機準備工、製布工、織工、麻織工、絹織工、ガラス繊維織物工、精練・漂白工（紡織）、染物師、布なつ染工、塗料調整工（紡織）、レース編工、ニット生地修理工、洋裁工、和裁工、ミシン工、組ひも編工、製網工、製綿工、フェルト電着工、擬革製造工、リノリウム製造工、塗料調整工（紡織）、手刺しゅう工、機械刺しゅう工、裁断工（衣服・繊維製品）、毛皮裁断工、毛皮仕立工、革製衣服製造工、布手袋製造工、寝具仕立工、帽子製造工、繊維製品生産設備操作・監視作業
- ×（含まれない職種） 服飾デザイナー、紡糸工（化学繊維）、セメント袋ミシン工、高周波ミシン工、毛皮漂白工、革染工、人毛網工、靴製造工、革手袋縫製工、袋物製造工、紡績機械保全工、繊維製品検査工、パタンナー

仕事の概要

糸の製造、織布などの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地などを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。

なめし皮・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

化学繊維の製造・紡織作業に従事するもの、袋物の製作作業に従事するもの。

木・紙製品製造従事者

- （含まれる職種） のこ（鋸）機械工、チップ選別工、丸のこ運転工（製材）、単板製作工、合板接着工、機械木工、木工旋盤工、木版製作工、木型工、木型大工、鋳物木型工、家具大工、建具工、家具組立工、家具修理工、家具製造工、パルプ工（製紙）、漂白工（製紙）、製紙工、紙手すき工、紙器製造工、セメント袋ミシン工、手さげ紙袋製造工、セロファンひも製造工、船大工、竹製品製造工、とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工、畳表製造工、油紙製造工、カーボン紙製造工、木材乾燥工、木材見積人、製材工、コルク製造工、羽子板製造工（押絵羽子板を除く）、皮はぎ工（製材業）、曲物製造工、紙切断工、断裁工（製本）、巻取工（製紙）、型紙彫刻士、木・紙製品製造生産設備操作・監視作業
- ×（含まれない職種） 彫刻家、造材作業、皮はぎ作業（造材）、金属製家具製造工、セロファン製造工、感光紙製造工、感圧紙製造工、研磨紙製造工、紙袋印刷工、押絵羽子板製造工、印判師、いす張り工、和傘製造工、うちわはり工、造花製造工、表具工、船台大工、木材検査工、仕上検査工（紙・紙製品製造）、家具塗装工（漆を除く）、現図工、型枠大工

仕事の概要

板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し各種の製品を製造する仕事、木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造する仕事、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する仕事、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除 外

木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するもの。

印刷・製本従事者

- （含まれる職種） 写植工、版組工、版下デザイナー、製版工、刷版作業員、DTPオペレーター、凸版印刷工、活版印刷工、平版印刷工、オフセッ

ト印刷工、プラスチック印刷工、新聞印刷工、織物印刷工、紙袋印刷工、輪転機運転工、調肉工（印刷）、製本工、紙折工（製本）、のり（糊）さし工（製本）、カバー掛工、ブリキ刷込工、印刷写真工、校正工、レタッチャー、印刷機オペレーター、製本オペレーター

- ×（含まれない職種） 活字母型彫刻工、布なつ染工、断裁工（製本）、木版製作工、写真焼付工

仕事の概要

製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。

写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

木版の製作作業に従事するもの。

ゴム・プラスチック製品製造従事者

- （含まれる職種） ゴム処理工（洗浄・前加熱・切断など）、配合工（ゴム）、合せ型製品成形工（ゴム）、押出し工（ゴム）、ゴム靴成形工、タイヤ工、合成樹脂製品成形工、圧縮成形工（プラスチック）、射出成形工（プラスチック）、熱成形工（プラスチック）、回転成形工（プラスチック）、サンダル（プラスチック）製造工、高周波ミシン工、裁断工（プラスチック製品）、プラスチック旋盤工、ゴム塗布工、再生ゴム製造工、型抜き工（ゴム・プラスチック）、プラスチック製品バフ磨き工、めっき工（プラスチック製品）、組立工（プラスチック製品）、タイヤ修理工、めっき液試験分析工（プラスチック）、ゴム・プラスチック製品生産設備操作・監視作業

- ×（含まれない職種） バフ磨き工（金属）、めっき液試験分析工（金属）、合成ゴム製造工、リノリウム製造工、がん具（ゴム製）組立工、靴（プラスチック）縫製工、ケミカルシューズ製造工、塩化ビニル樹脂かばん製造工、自動車タイヤ整備士

仕事の概要

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

- （含まれる職種） 毛皮工、製革工、革染工、皮なめし工、毛皮漂白工、靴製造工、靴修理工、靴（プラスチック）縫製工、ケミカルシューズ製造工、革裁断工、革手袋縫製工、かばん製造工、袋物製造工、塩化ビニル樹脂かばん製造工、財布製造工、手さげ袋製造工（紙製を除く）、がん具（金属製、ゴム製、プラスチック製）組立工、がん具（木製、竹製、布製、セルロイド製、甲・角・貝・きば製、陶磁器製）工、押絵羽子板製造工、がん

具（ガラス製）加工工、人形着付師、うちわはり工、和傘製造工、ほうき製造工（竹製を除く）、歯ブラシ製造工、たわし製造工、漆器工、漆塗工、まき絵師、装身具仕上工、貴金属細工工、貴金属彫刻師、飾り職（貴金属）、宝石細工工、ダイヤモンドダイス工、水晶加工工、印判師、ゴム印刷工、羽根細工工、かつら製造工、洋傘製造工、自動車内張工、いす張り工、内張修理工、表具工、ふすまは（貼）り職、皮はぎ工、はく（剥）製工、肥料製造工（鶏ふん（糞）・魚肥・たい（堆）肥・大豆かすなど）、と畜作業員、製氷工（氷室作業員）、模型製作工、食品見本模型工、マッチ製造工、造花製造工、ボールペン組立工、眼鏡つる製造工、楽器組立工、ピアノ調整工、人毛網工、れん炭製造工、小道具工（演劇）

- ×（含まれない職種） 洋傘骨製造工、がん具花火巻工、革製衣服製造工、毛皮裁断工、毛皮仕立工、洋傘ミシン工、手さげ紙袋製造工、羽子板製造工（押絵羽子板を除く）、和傘竹骨製造工、竹ぼうき製造工、ゴム靴成形工、サンダル（プラスチック）製造工、仕上検査工（皮革製品）、漆器製品検査工、ちょうちん・うちわ・和傘絵付工、大道具工（演劇）

仕事の概要

毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除く）の製造の仕事、かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事、内張、表具など、金属製品以外でに含まれない製造の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

- （含まれる職種） 機械組立工、内燃機関組立工、エンジン組立工、工作機械組立工、削岩機組立工、タービン組立工、エレベーター組付工、エスカレーター組付工、機械据付工、機械調整工、動力耕うん機組立工、圧延機組立工、クレーン組立工、バルブ製造装置組立工、一般機械器具組立設備操作・監視作業

- ×（含まれない職種） 拡声器組立工、自転車車輪組立工、映写機組立工、機械保全工

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

電気機械器具組立従事者

- （含まれる職種） 発電機組立工、電動機組立工、回転子製造工、コイル巻工、配電盤組立工、変圧

器組立工、スイッチ組立工、電気通信機組立工、コンデンサー組立工、拡声器組立工、レーダー組立工、電子管製造工、蛍光灯製造工、電線製造工、電線紙巻工、ゴム絶縁工、光ファイバーケーブル製造工、半導体製品製造工、電子回路基板製造工（プリント配線板製造工、モジュール基板製造工）、太陽電池製造工、電子計算機組立工、エックス線装置組立工、電子顕微鏡組立工、電気機械製品製造・組立工、電気器具内部配線工、バッテリー（蓄電池）組立工、電気機械器具組立設備操作・監視作業

- ×（含まれない職種） 伸線工、はんだ付工、電気時計組立工、電気機械器具検査工、ケーブル検査工、エナメル被覆工

仕事の概要

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の製造・組立及び調整の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

自動車組立従事者

- （含まれる職種） 自動車部品組立工、自動車（トラック）車台組立工、運転台組立工、荷台組立工、シャシー組立工（自動車）、車体（乗用車・バス）組立工、自動車配線工、ブレーキ調整工、自動車エンジン取付工、自動車電装品取付工、自動車計器取付工、自動車ぎ装工、オートバイ部品組立工、自動車組立設備操作・監視作業
- ×（含まれない職種） 車台鉄骨曲げ工、板金加工職、ガス溶接工、自動車車台材料切断工、タイヤ工、自動車内張工、自動車検査工

仕事の概要

自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艀）装する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

その他の機械組立従事者

- （含まれる職種） 航空機組立工、航空機ぎ装工、航空計器取付工、機関車組立工、電車組立工、車両鉄工、自転車組立工、船体ぎ装工、造船鉄機工、船台大工、電力計製造工、心電計組立工、ジャイロ計器組立工、温度計組立工、はかり組立工、時計組立工、時計調整工、電気時計組立工、顕微鏡組立工、映写機組立工、光学計器工、電気計測器組立工、光学レンズ工、コンタクトレンズ研磨工、心取工（レンズ）、ガラス目盛工、計器目盛工、眼鏡師、輸送機械組立設備操作・監視作業、計量計測機器組立設備操作・監視作業

- ×（含まれない職種） 造船組立工（鋼船）、索具工、船大工、タイヤ修理工、内張修理工、エンジン組立工、船体塗装工、鉄道車両配管工、航空機配線工、鉄道車両配線工、金属目盛彫刻工、ぜんまい製造工、眼鏡つる製造工、レーダー組立工、時計検査工

仕事の概要

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの自動車以外の輸送機械又はその部分品の加工・組立ての仕事、計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整、及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者

- （含まれる職種） 機械修理工、内燃機関修理工、クレーン修理工、工作機械修理工、製粉機修理工、定置機関修理・保全工、建設機械修理・保全工、ポンプ修理工、圧搾機械修理工、印刷機修理工、機械分解工、機械保全工、紡績機械保全工、電気機械修理工、発電機修理工
- ×（含まれない職種） 機械組立工、はんだ付工、ペースト工

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く）の部分修理・総修理・整備の仕事に従事するもの、又は回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

除外

金属部分の切削加工に専ら従事するもの。

自動車整備・修理従事者

- （含まれる職種） 自動車整備工、自動車エンジン整備工、自動車タイヤ整備士、自動車修理工、自動車エンジン修理工、オートバイ修理工
- ×（含まれない職種） 板金加工職、タイヤ修理工、内張修理工、自動車塗装工、自動車ガラスはめ込工

仕事の概要

自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。

除外

内張関係の修理の仕事に従事するもの、塗装の塗り替えの仕事に従事するもの、ガラスの入替えの仕事に従事するもの。

その他の機械整備・修理従事者

- （含まれる職種） 発動機修理工（航空機）、航空整備士、航空機修理工、電車修理工、自転車修理工、時計修理工、カメラ組立修理工

- × (含まれない職種) タイヤ修理工、内張修理工、鉄道車両配管工、航空機配線工、鉄道車両配線工、金属目盛彫刻工、計器目盛工、ガラス目盛工、時計検査工

仕事の概要

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの自動車以外の輸送機械又はその部分品の修理の仕事、計量計測機器・時計・光学機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

製品検査従事者 (金属製品)

- (含まれる職種) 鋳物製品検査工、金属製品検査工、溶接検査工、プレス検査工、金属切削製品検査工

- × (含まれない職種) 金庫検査工、ケーブル検査工

仕事の概要

金属材料の製造などの生産活動、または金属材料の加工処理、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

製品検査従事者 (金属製品を除く)

- (含まれる職種) 化学製品検査工、薬品検査工、ガラス製品検査工、土管検査工、検瓶工 (ガラス瓶製造、瓶詰食品製造、飲料製造)、たばこ巻取検査工、繊維製品検査工、仕上検査工 (紙・紙製品製造、皮革製品)、木材検査工、印刷検査工、漆器製品検査工

仕事の概要

化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、紡織、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

機械検査従事者

- (含まれる職種) 機械検査工、金庫検査工、クレーン検査工、工作機械検査工、建設機械検査工、ポンプ検査工、グリット検査工、ケーブル検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、電気機械器具検査工、自動車検査工、航空工場検査員、鉄道検車手、車両検査係、試運転工、ロードテスタ、輸送機械検査工、光学機械検査工、計器検査工、時計検査工、レンズ検査工

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具の検査の仕事に従事するもの、電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するもの、輸送機械 (自動車を含む)、又は計量計測機器・光学機械器具の検査の仕事に従事するものをいう。

画工、塗装・看板制作従事者

- (含まれる職種) 塗装工、船体塗装工、家具塗装工 (漆を除く)、自動車塗装工、塗装設備制御・

監視員 (自動車など)、金属塗装工、ペンキ職、アニメーター、ちょうちん・うちわ・和傘絵付工、画工 (窯業を除く)、図案工、エナメル被覆工、ビラ書き、看板製作工

- × (含まれない職種) 陶磁器絵付工、まき絵師、漆塗工、装飾画家、け (罫) がき工、CGプログラマー

仕事の概要

紙・板・カンバス・銅板などへの絵描き・文字書きなどの仕事及び塗装、看板書きの仕事に従事するものをいう。

製図その他生産関連・生産類似作業従事者

- (含まれる職種) 写真現像工、写真焼付工、写真修整工、製図工、トレース工、パターンナー、現図工、CADオペレーター、織物意匠図工、映写技師、水門操作員、温泉供給バルブ操作員、河川監視員、水位監視員、照明係 (舞台・撮影所)

- × (含まれない職種) 金属け (罫) がき工、心取工 (レンズ)、印刷写真工

仕事の概要

写真現像・焼付・引伸しなどの仕事に従事するもの、建設工事・機械製作・造船などの目的のために、設計図・その他の図面作成及び原図写しの仕事に従事するもの、並びに船こく (殻)・板金構造物・鉄塔・橋りょう (梁) などの鉄鋼構造物を製作するため、設計図から現図展開・型板取りなど他に分類されない生産関連作業の仕事に従事するもの、生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

輸送・機械運転従事者

鉄道運転従事者

- (含まれる職種) 電車運転士、電車運転士見習、路面電車運転士、トロリーバス運転士、ケーブルカー運転士、モノレール運転士、レールバス運転士、電気機関士、電気機関士見習

- × (含まれない職種) 運転指令 (新交通システムを含む)、ロープウェイ乗務員、リフト運転員

仕事の概要

鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車・電車などを運転・操作する仕事に従事するものをいう。

バス運転者

- (含まれる職種) 営業用バス運転者、自家用バス運転者、送迎バス運転者、スクールバス運転者、貸切バス運転者、乗合バス運転者、マイクロバス運転者

- × (含まれない職種) レールバス運転士、トロリーバス運転士、霊きゅう (柩) 車運転者

仕事の概要

バスを運転する仕事に従事するものをいう。

タクシー運転者

○ (含まれる職種) 介護タクシー運転者、タクシー運転者、タクシー乗務員、乗合タクシー運転者、ハイヤー運転者

× (含まれない職種) 代行運転者 (運転代行業)

仕事の概要

営業用乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)

○ (含まれる職種) 自家用乗用自動車運転者、送迎運転者、役員車運転者、代行運転者 (運転代行業)

× (含まれない職種) 自家用バス運転者

仕事の概要

自家用の乗用自動車を運転して役員・従業員若しくは来客を送迎する仕事、又は他人の求めに応じて、自家用乗用自動車の運転を代行する仕事に従事するものをいう。

営業用大型貨物自動車運転者

○ (含まれる職種) 営業用大型ミキサー車運転者、営業用大型バキュームカー運転者、営業用大型トラック運転者、営業用大型トレーラートラック運転者、営業用大型タンクローリー運転者

× (含まれない職種) 自家用大型トラック運転者、ロードローラー運転工、貨物自動車助手

仕事の概要

営業用貨物自動車 (貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業に用いる貨物自動車をいう。)のうち大型車 (道路交通法施行規則に定める大型自動車及び大型特殊自動車をいう。)を運転する仕事に従事するものをいう。

営業用貨物自動車運転者 (大型車を除く)

○ (含まれる職種) 営業用軽貨物自動車運転者、営業用普通トラック運転者、営業用軽トレーラートラック運転者、霊きゅう (柩) 車運転者、塵芥収集車運転者、郵便運送自動車運転者

× (含まれない職種) 駅構内トラクター運転者、フォークリフト運転者、宅配配達人、郵便集配員、貨物自動車助手

仕事の概要

営業用貨物自動車 (貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業に用いる貨物自動車をいう。)のうち大型車 (道路交通法施行規則に定める大型自動車及び大型特殊自動車をいう。)以外の貨物自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

自家用貨物自動車運転者

○ (含まれる職種) 自家用軽貨物自動車運転者、自家用トラック運転者、自家用トレーラートラック運転者、自家用ミキサー車運転者、自家用タンクローリー運転者

× (含まれない職種) 駅構内トラクター運転者、フォークリフト運転者

仕事の概要

自家用貨物自動車 (貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業に用いる貨物自動車以外の貨物自動車をいう。)を運転する仕事に従事するものをいう。

その他の自動車運転従事者

○ (含まれる職種) 宣伝用自動車運転者、散水自動車運転者、清掃車運転者、レッカー車運転者

仕事の概要

バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

航空機操縦士

○ (含まれる職種) 航空機操縦士、パイロット、ヘリコプター操縦士

× (含まれない職種) 航空無線通信士、航空整備士

仕事の概要

航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事に従事するものをいう。

航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものも含まれる。

車掌

○ (含まれる職種) 列車車掌、車掌見習、ケーブルカー車掌、バス車掌、観光バス車掌

× (含まれない職種) 添乗員、ロープウェイ乗務員

仕事の概要

列車・電車・バスなどに乗務し、発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切符の販売などの仕事に従事するものをいう。

他に分類されない輸送従事者

○ (含まれる職種) 船員 (漁労船を除く)、水先人、駅構内係、信号係、転てつ手、駅構内トラクター運転者、遊漁船船頭、遊漁案内人 (つり場案内)、ロープウェイ乗務員、フォークリフト運転者

× (含まれない職種) 船舶旅客係、リフト運転員、ロープウェイ機関操作員、ケーブルカー車掌、有料道路料金収受員、駅務員、車両計画事務員

仕事の概要

船舶 (漁労船を除く) の機関の保全整備・水先案内・運転などの仕事、船舶の甲板における仕事、鉄道の操車・信号・転てつ (轍) ・連結の仕事、フォークリフト運転者など、に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。

発電員、変電員

○ (含まれる職種) 発電員、発電タービン工、発電保守員、変電員、変電保守員、送電員、発電機運転工、配電盤工 (発電・変電)、給電員

× (含まれない職種) 電気メーター検針員、原動機運転員、電気工事業者

仕事の概要

発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

クレーン・ウインチ運転従事者

○ (含まれる職種) クレーン運転工、巻上機(ウインチ)運転工、コンベア運転工、デリック操作工

× (含まれない職種) エレベーター機械係、トラッククレーン運転工、ロープウェイ運転員、リフト運転員、玉掛技能工

仕事の概要

クレーン・デリック・揚貨装置・ウインチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。

除外

建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するもの。

建設・さく井機械運転従事者

○ (含まれる職種) 掘削機械運転工、ショベルマシン運転工、ブルドーザー運転工、コンクリートミキサー運転工、スクレーパー運転工、コンクリート舗装機械運転工、モータグレーダー運転工、トラッククレーン運転工、ロードローラー運転工、トラクター運転工(建設用)、くい打機運転工、井戸ボーリング工、ボーリング工(油井・ガス井)

× (含まれない職種) 耕作トラクター運転者、建設機械修理・保全工、ミキサー車運転者、駅構内トラクター運転者

仕事の概要

掘削機械、道路工専用機械、整地用機械、コンクリート工事用機械などの建設用機械の運転・点検・調整の仕事、又は地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉(熱水・蒸気)・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事に従事するものをいう。

除外

建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するもの。

その他の定置・建設機械運転従事者

○ (含まれる職種) ボイラー・オペレーター(浴場を除く)、ポンプ運転工、ブロワー運転工、コンプレッサー運転工、ベンチレーター運転工、採油工、天然ガス採取工、水止工(油井)、ディーゼルエンジン機関士、原動機運転員、冷却装置運転員、エレベーター機械係、クレーン合図員、玉掛技能工、リフト運転員、ロープウェイ機関操作

員、ごみ処理プラント操作員、ごみ最終処分場重機オペレーター、ビル設備管理人、施設管理職員

× (含まれない職種) ボイラー・オペレーター(浴場)、定置機関修理・保全工、圧縮ガス製造工、井戸手掘工

仕事の概要

陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事、ポンプ・ブロワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事、地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、ポンプによる採油などの仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事、冷凍装置、空気調節装置、エレベーターなど、に含まれない定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

除外

定置機械(発電、変電、送電、配電装置を除く)及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するもの。

建設・採掘従事者

建設躯体工事従事者

○ (含まれる職種) 型枠大工、型枠工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、建築とび工、鉄骨とび工、足場組み職、取り壊し作業員、鉄筋工、鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成形工

× (含まれない職種) 鉄工、土木作業員、コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)、

仕事の概要

ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、とび(鳶)・鉄筋組立などの躯体関係の仕事に従事するものをいう。

大工

○ (含まれる職種) 大工、宮大工、大道具係(演劇)

× (含まれない職種) 木型大工、家具大工、船大工、小道具係(演劇)、型枠工、建築とび工

仕事の概要

家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。

除外

足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事するもの。

配管従事者

○ (含まれる職種) 配管工(プランバー)、鉄道車両配管工、水道工、鉛管工、給排水衛生配管工、空調配管工

× (含まれない職種) 地下ケーブル配線工、コンクリート管配管工、土管敷設工、ヒューム管接続工

仕事の概要

ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・寸法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するものをいう。

ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。

除 外

土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの仕事に従事するもの。

その他の建設従事者

○ (含まれる職種) ブロック積工、タイル張工、炉修工、屋根ふき工、左官、左官手元、壁塗り工、木舞かき工、モルタル塗り工、漆くい (喰) 塗り工、畳職、井戸手掘り、潜土工、ガラスはめ込工、防水工、保温工、自動車ガラスはめ込工、保冷工、測量作業員、はつり工、内装仕上工、壁装工

× (含まれない職種) 測量士、塗装工、鉄骨工、板金工、溶接工、トタン屋根ふき工、石切工、コンクリートブロック製造工、かわら製造工、畳表製造工、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工 (油井・ガス井)、コンクリート打工

仕事の概要

コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事、タイル・テラコッタ等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする仕事、屋根ふき又はふきかえの仕事、土・モルタル・プラスタ・漆くい (喰) の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するもの、畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事、その他、井戸手掘り、沈没船解体・海難救助などのための潜水、ガラスのはめ込みなど、に含まれない建設の仕事に従事するものをいう。

除 外

金属材による屋根ふきの仕事に従事するもの。

電気工事従事者

○ (含まれる職種) 送電線電工、外線電工、地下ケーブル配線工 (送電線、配電線、通信線)、通信線配線工、電信機据付工、電気工事作業員、電気工事士、航空機配線工、鉄道車両配線工、電気保安工、電気通信設備士

× (含まれない職種) 電気工事技術者、電気器具内部配線工、電気機械修理工、発電員、変電員、配電盤工 (発電・変電)

仕事の概要

送電線・配電線・通信線の架設・保守、電信機・電話機の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守などの仕事に従事するものをいう。

除 外

発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するもの。

土木従事者、鉄道線路工事従事者

○ (含まれる職種) 土木作業員、コンクリート打工、土管敷設工、コンクリート管配管工、コンクリート練り工、アスファルト舗装作業員、造園土木工、ヒューム管接続工、線路工事作業員、線路保安員

× (含まれない職種) 土木技術者、ダム掘削工、トンネル掘削工

仕事の概要

建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充てん、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの仕事に従事するもの、及び鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。

ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者

○ (含まれる職種) ダム掘削工、ずい (隧) 道工、トンネル掘削工、坑内採鉱員、石灰石採鉱員、石切工 (採石場)、採石工、砂利等採取員、坑内運搬員、手選工、発破員、保安員 (鉱山)

× (含まれない職種) 掘削機械運転工、石工、石積工、砕石工 (山元を除く)、電気保安工、坑外運搬員

仕事の概要

ダム・トンネルを作るため、さく (鑿) 岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するもの、及び地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて、各種の鉱物を手持機械・工具により採掘・採取する仕事、坑道の保持強化・充てん (填)、坑内における資材・鉱物の運搬、鉱物の選別・破碎、採鉱の仕事などの鉱物の掘採・採取に関連する仕事に従事するものをいう。

除 外

採掘現場において、専ら掘削機械、さく井機械、採油・天然ガス採取機械の操作・運転の仕事に従事するもの。

運搬・清掃・包装等従事者

船内・沿岸荷役従事者

○ (含まれる職種) 現場監督 (フォアマン)、デッキ作業員、保管職員 (上屋)、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、港湾荷役作業員

× (含まれない職種) フォークリフト運転者、巻上機 (ウインチ) 運転工、資材運搬員、倉庫作業員

仕事の概要

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。

その他の運搬従事者

○ (含まれる職種) 郵便集配員、郵便配達員、電報配達員、貨物自動車荷扱員、貨車積卸員、荷物

運搬員、資材運搬員、原料運搬員、坑外運搬員、再生資源回収人（回収のみ行うもの）、引越作業員、倉庫現場員、倉庫作業員、牛乳配達人、新聞配達人、洗濯物配達人、宅配配達人、オートバイ宅配人、自動販売機商品補充員、荷造工、こん包工、袋詰工（荷造）、箱詰工（荷造）

- ×（含まれない職種） 郵便運送自動車運転者、再生資源回収人（卸売まで行うもの）、間伐・造材作業員、フォークリフト運転者、倉庫事務員、倉庫警備員、港湾荷役作業員、商品選別工、包装（ラッピング）工、営業用トラック運転者、

仕事の概要

郵便・電報の集配の仕事、運送店・駅・工場などでの貨物の運搬・積み込み・積み卸しの仕事、倉庫での貨物の搬入・搬出・積み卸しの仕事、荷物・商品の配達並びに輸送目的のためこん（梱）包の仕事に従事するものをいう。

ビル・建物清掃員

- （含まれる職種） ビル・建物清掃員、建物洗浄作業員、ガラス拭き作業員、煙突掃除作業員、床磨き作業員
- ×（含まれない職種） ハウスクリーニング従事者、機械掃除工

仕事の概要

ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の仕事に従事するものをいう。

除外

他人の求めに応じて住宅の清掃の仕事に従事するもの。

清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者

- （含まれる職種） ハウスクリーニング従事者、道路・公園清掃作業員、し尿汲取作業員、ごみ収集作業員、ごみ焼却作業員、産業廃棄物焼却処理作業員、列車清掃員、洗車作業員、白あり駆除作業員、消毒作業員、貯水槽清掃員
- ×（含まれない職種） ビル・建物清掃員、公園整備員、塵芥収集車運転者、ごみ処理プラント操作員、ごみ最終処分場重機オペレーター、ごみ選別作業員、機械掃除工

仕事の概要

建物、住宅（他人の求めに応じたもの）、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の仕事に従事するもの、及びし尿やごみの収集・運搬・処分の仕事に従事するもののうち、[ビル・建物清掃員]に含まれないものをいう。

包装従事者

- （含まれる職種） 包装（ラッピング）工、袋詰工（包装）、セメント袋詰工、たるしぱり工（しょう油醸造）、封印は（貼）り工、めん類結束工、レッテル（ラベル）は（貼）り工、箱詰工（包装）、シール貼り工、包装機械操作員

- ×（含まれない職種） 荷造工、こん包工、袋詰工（荷造）、箱詰工（荷造）

仕事の概要

品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材料で包装する仕事に従事するものをいう。

除外

輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ（釘）打ちなどのこん（梱）包の仕事に従事するもの。

他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

- （含まれる職種） 機械掃除工、工場軽作業員、容器洗じょう工、瓶ふき工、公園草取作業員、グラウンドキーパー、潜水ポンプ押補助員、倉庫雑役人、用務員（学校）、貨物自動車助手、皿洗いや人（調理見習いでないもの）、選瓶工、洗瓶工、検瓶工（再生資源回収）、公園芝刈作業員、洗濯物仕分作業員、商品選別工、建設現場軽作業員、公園整備員、ごみ選別作業員、再生資源選別作業員、危険物仕分作業員
- ×（含まれない職種） ゴルフ場芝手入作業員、検瓶工（製造）、公園清掃作業員

仕事の概要

機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・工場・倉庫・建設現場・駅・公園・病院などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。